

市議会全員協議会 小金井市長冒頭発言
(令和4年9月30日)

本日、市議会全員協議会の開催に当たり、冒頭発言させていただきます。

新たな保育業務の総合的な見直し方針に基づき、令和5年4月から小金井市市立くりのみ保育園及び小金井市立さくら保育園の段階的縮小を開始するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、「議会において議決すべき事件を議決しないとき」に該当するものと判断し、令和4年9月29日付で小金井市立保育園条例の一部を改正する条例を専決処分させていただきました。

私といたしましても、今回の決断は非常に重いものと認識しており、まさしく断腸の思いであります。しかし、小金井市の持続可能な未来と現在そして未来の子ども達のために、覚悟をもって苦渋の決断を行わせていただきました。

今回の専決処分を行った背景には、園舎の築年数60年が迫る園もある中、子どもの安全を第一に考え、老朽化した施設への計画的な対応を行っていく必要があり、来年4月から順次これを進めていかなければ、そのリスクは年々高まるほか、施設老朽化以外にも人材確保の困難性、国や都からの財政支援がないという財源の課題などもあり、このままではいずれ運営に支障が生じる可能性も大きいにあると考えています。

また、すこやか保育ビジョンに掲げた保育の質の維持・向上のための施策やこれまで課題となっていたサービス拡充を行うためには、さらなる人材確保が必要であり、市政運営の観点からも、さらに職員を増やして対応していくということは困難であると言わざるを得ません。

さらには、待機児童も減少してきており、逆に市内民間保育園に空きが出ている状況に加え、今後、人口減少が見込まれる状況もございます。これら、様々な状況を踏まえた上で、今後、計画的に進めていくためには、少しでも早く着手する必要があり、「小金井市立保育園条例の一部を改正する条例」をご提案させていただきました。

専決の判断に至った理由は大きく2つあります。1つは本議案については期限があること、もう1つはその期限までに議決がなされなかつたことです。

1つめの期限につきましては、一次募集内定通知を1月中に送付することが必要であるため、それを目途にスケジュールを組んでおります。これは、保護者

及び受け入れる保育園が4月入所までに必要な期間を考慮して設定したもので、仮に内定通知が2月にずれ込むことは、承諾・不承諾に関わらず、入所申請した保護者にとって、その後の手続を行う期間が短くなり、保護者にとって多大な負担となるほか、各保育園としても入所決定後の面談・健康診断等の日程確保が困難となり、この期間が短かったために最悪4月に入所できなくなる可能性があります。

これをもとに逆算いたしますと、入所案内という入所申込に必要な情報を網羅した冊子を10月初旬には配布する必要があり、入所案内には段階的縮小の内容等も記載する必要があるため、9月中の議決が必要となるものです。

2つめの期限までに議決がなされなかつたことについてです。市ではこれまで、公立保育園の今後の運営に関し、令和3年7月に見直し方針の案を策定し、以降、市議会においては、厚生文教委員会11回、行財政改革推進調査特別委員会7回、また別途、市議会全員協議会6回が開催され質疑が重ねられ、市としても1年以上かけて説明を尽くしてきたところです。

そして、この議案が議会に上程された後も、市議会において私からも9月中のご議決をお願いしたい旨、繰り返し発言させていただきましたが、残念ながら継続審査が決定いたしました。これにより、本定例会中に議決が必要な条例改正案につき付託先の委員会において採決がされず、その結果議決がなされなかつたことから、決断させていただきました。

今後につきましては、引き続き市立保育園の運営に万全を期すことはもちろんのこと、段階的縮小期間におけるくりのみ、さくら保育園に通うお子様には、最大限の配慮を行ってまいります。